

第2回超深地層研究所安全確認委員会議事録

日時：平成10年11月25日（水） 10:02 ～ 13:55

場所：瑞浪市総合文化センター視聴覚室（10:02 ～）

：核燃料サイクル開発機構東濃地科学センター東濃鉦山（12:30 ～）

出席者：委員長 高嶋 芳男（瑞浪市長）
副委員長 日置 敏明（岐阜県企画部長）
委員 青木 治三（名古屋大学名誉教授）
委員 宇野日出夫（土岐県事務所長）
委員 正木 路雄（瑞浪市連合区長会長）
委員 小栗なつ子（瑞浪市連合婦人会長）
委員 小栗 正臣（瑞浪市議会議長）
委員 安藤 宗吉（土岐市自治会連絡協議会会長）
委員 楓 すよ子（土岐市連合婦人会長）
委員 石川 嘉康（土岐市議会研究学園都市対策特別委員会委員長）
委員 塩谷 千尋（瑞浪市企画部長）
委員 小林 貞夫（土岐市企画部長）
事務局 瑞浪市企画政策課（福岡・安藤・加藤）
オブザーバー 青山 伸 科学技術庁原子力局廃棄物政策課長
玉井 紀好 科学技術庁原子力局廃棄物政策課
清野 貫男 サイクル機構東濃地科学センター所長
木村 雅彦 サイクル機構東濃地科学センター所長代理
〔欠席委員〕副委員長 安藤 富夫（土岐市助役）

プレス 取材有り

傍聴者 有り

【内容】

事務局………みなさんこんにちは、それでは時間がまいりましたので、ただ今から第2回超深地層研究所安全確認委員会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして傍聴の皆様にご挨拶を申し上げます。

今回から傍聴規則を作らせていただきました。その傍聴規則の抜粋をみなさんにお配りさせていただきましたので、会議の進行にご協力いただきますようよろしくご挨拶申し上げます。

この後の議事進行につきましては委員長からよろしくお願いいたします。

委員長………みなさんこんにちは、今年も残り少なくなりまして、朝晩はめっきり寒さを感じる今日この頃であります。そんな中、本日は、公私共ご多忙の中、第2回目の超深地層研究所安全確認委員会にご参集いただきまして誠にありがとうございました。先の6月2日にこの委員会を発足し、委員の皆様方から多くのご意見を賜りました。第1回の委員会では確認の範囲などを中心に協議をしましたが、河合

地区等での広域地下水流動研究調査に対しても確認の範囲とされたいという意見がありました。このことから、6月2日以降四者間で検討会を実施しました。その結果については、後ほど事務局からご説明申し上げます。

…この超深地層研究所計画には、みなさんもご承知のとおり、「廃棄物を持ち込まない。」そして「高レベル放射性廃棄物の処分場にしない。」旨の四者協定及び国の確約をいただいております。しかし、前回委員会でご提案いただいた内容は、広域地下水流動研究調査の10キロ四方での空中物理探査の予備調査となる4平方キロメートル(2.5キロ×1.6キロ)が、処分予定面積と一致する等、その調査区域が処分場になるのではないかとの懸念から、河合地区も安全確認の範囲に取り入れていただきたいという、意見があった訳であります。このような事もあり、この地域の市長としてまた、安全確認委員会の委員長として、広域地下水流動研究調査に対しこの調査区域が処分場にならないことを確約していただくよう科学技術庁へお願いをしまいたところでございます。9月には土岐市長、瑞浪市長名におきまして、県知事に国へ確認していただくことを申し入れたところであります。県知事さんにおかれましては、早急に県知事から科学技術庁へ照会し、9月18日に科学技術庁長官名で「県内が処分地なることはない。」という確約の回答をいただきました。また、念には念をとのことから、県知事、土岐市長、瑞浪市長との間で、「放射性廃棄物が持ち込まれ若しくは使用される場合、また、それらの恐れがある場合にあっては高レベル放射性廃棄物の搬入に用いられる道路の供用廃止などの手段を講じて搬入を阻止する」ことを確認し、調印をいたしました。

…このことから、超深地層研究所はもとより、県内が処分場になることはないと堅く約束されましたので、この地域を処分場には絶対にしないし、また、ならないと確信しているところであります。

…さらに、この委員会は、念には念をとのことから、超深地層研究所の安全性を確認するものでありますので、委員会設置の趣旨をご理解いただき、この委員会の目的達成のためご協力賜りますようお願いいたします。

…本日は、10月1日に核燃料サイクル開発機構として新組織発足後、初の安全確認委員会でありますので、オブザーバーとして科学技術庁原子力局の青山課長様、核燃料サイクル開発機構東濃地科学センターの清野所長様と木村所長代理にご出席いただいておりますので、後ほど組織・運営について説明していただく予定であります。

…それでは、事務局から資料確認及び日程の説明をいたします。

事務局……………それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。

第2回超深地層研究所安全確認委員会レジメ、超深地層研究所安全確認委員名簿、第1回超深地層研究所安全確認委員会概要、科学技術庁長官からの回答文〔写〕、確認書〔写〕、超深地層研究所安全確認委員会設置要綱、超深地層研究所安全確認委員会傍聴規則、以上であります。

…それでは、日程説明をさせていただきます。

…このあと、2番目の確認及び報告事項をさせていただきます。その後、10月1日から「核燃料サイクル開発機構」と名称を新たに再出発されました「核燃料サイクル開発機構」の組織、運営、今後の事業計画等について（サイクル開発機構）東濃地科学センターからご説明いただきます。質疑をしていただきましたあと、会議を終了いたしまして、1階の第1研修室に移っていただき昼食をとっていただきます。午後からはマイクロバスで移動していただき、東濃鉾山の視察をしていただきます。

…本日の終了は概ね2時半の予定です。以上でございます。

委員長……………傍聴のみなさんには配布資料を準備いたしますので暫くお待ちください。

…それでは、議事に入らせていただきます。次第の2番目の確認及び報告事項について、①番から④番まで関連がありますので一括して事務局から説明いたします。

事務局……………それでは2の確認及び報告事項の①番から④番まで一括して説明させていただきます。

…初めに①の地元からの委員参加について説明させていただきます。

…6月2日に開かれました第1回安全確認委員会では、地元の月吉区と、河合区の代表の方は委嘱状の受け取りを保留されておられまして、地元に戻って検討させていただくということになっておりました。今回、第2回目の安全確認委員会を開催させていただくにあたりまして、ご出席していただくようお願い申しあげましたが、今回は欠席させていただくとのことであります。今後、引き続き地元からも参加していただくようお願いさせていただきます。そして、②の第1回委員会議事内容についてでございますが、お手元に第1回安全確認委員会の概要を配布させていただいておりますが、この中で前回特に重点的に話し合われたことについてご報告申し上げます。

委嘱状の件につきましては、ただ今申し上げましたとおりでございます。

次に、安全確認委員会の設置要綱第2条の所掌事項に対し、第2条第1項第2号の研究所の範囲について「超深地層研究所のみならず、超深地層研究に関連する施設とするよう確認の範囲を広げる」こと及び、第2条第2項の「委員会で推薦し委員長が指名する者」といった提案がされました。確認の範囲については四者協定の当事者で検討後、次回の委員会で説明させていただくこととなりました。以上、重点的に話し合われた議事についてご報告申し上げます。

次の、③番と④番は、ただ今申し上げました2点の提案に対する安全確認委員会設置要綱の変更に係る案件でございます。

この安全確認委員会は四者協定に基づきまして岐阜県、瑞浪市、土岐市の三者の合意で設置させていただいております。

したがいまして、要綱の変更につきましても、三者の合意により変更をさせていただきますかなければなりませんので、その点ご理解賜りたいと思いますのでよろし

くお願いします。

③の第2条第1項第2号の研究所の範囲についてでございますが、第1回の委員会議事内容でも報告しました、核燃料サイクル開発機構、当時動燃が事業として進められている「広域地下水流動研究調査に係る4平方キロメートルの範囲も確認範囲とされたい。」また、「この委員会は、協定書に基づく委員会であり、研究所のみとする。」などのご意見を賜った事から、第1回委員会以後、6月10日と8月20日に四者による検討会議を開催し、慎重審議しました結果、この安全確認委員会は、四者協定に基づく委員会であり協定を逸脱できない。確認の範囲は、超深地層研究所とし、正馬様地内14.1ha内に計画される研究所（施設）とすることで決定いたしました。

そこで、河合地区が懸念されます広域地下水流動研究調査による河合地区の安全確保については、別の方法で安全の確保をする必要があるといたしまして、検討した結果、先程委員長の挨拶にありましたように、周辺地域につきましても、国から安全確保の確約文書をいただくことが最善ではないかということで、岐阜県知事さんをお願いいたしまして、9月18日、科学技術庁長官名で確約文書をいただき、周辺地区の安全確保をさせていただいた訳であります。

なお、同日9月18日に岐阜県知事、土岐市長、瑞浪市長の三者の間で、万が一この地域に放射性廃棄物が持ち込まれるようなことがあれば県、市協力のうへ放射性廃棄物の搬入に用いられる道路の供用廃止等の手段を講じ、搬入を阻止するといった内容の確認がされております。その確約文書の写しがお手元に配布してあります。

次に、④第2条第2項の立ち入り調査に同行する者について

要綱第2条第2項の「研究所の立ち入り調査については、委員長が指名する者を同行させることができる。」とありましたのを、前回の委員会で「委員会で推薦し、委員長が指名するものを同行させることができる。」というように『委員会で推薦し』を加えるよう提案がありましたので、検討会議で審議しました結果、提案どおり「委員会で推薦し、委員長が指名するものを同行させることができる。」というように改正させていただきました。

以上で①番から④番までの報告の説明を終わらせていただきます。

委員長……それでは、事務局から1番から4番まで一括報告をいたしました。ただ今の事でご質問はありませんか。

石川委員……はい。

委員長……石川さん。

石川委員……今の説明で少しだけ確認させていただきますが、協定内容を逸脱してしまう恐れがあるので、第2条第1項第2号の研究所の範囲については、別の方法で行った説明があったとおりで、僕もその辺についての理解はそれでいいのではないかと思うんですが、ただ別の方法でという部分が確約文書で周辺の安全確保をしたんだという見解については、若干その意見を異にするんですが、確約文書とい

うことで事務局から説明がありましたが、委員長の冒頭のあいさつにもありましたが、これはあくまで照会回答で文末のところに「確約する」という言葉が使っているわけですね。いわゆる回答文書なんです。この回答文書というものが、この安全確認委員会ではないにしても、それまでの安全確保を担保できるだけのものなのかどうかという見解を、これでいいんだということを説明されましたんで、いいんだと言う見解を何を根拠にここまで言い切れるのかその辺の見解を確認のためお伺いしたい。

事務局……ただ今委員長のあいさつの中では、国に対して照会を県知事の方からしていただくという言葉使いをいたしました。私の方としてわかりやすく確約文書ということばを使わしていただいた訳でございますが、この文書につきましては、科学技術庁長官、大臣の確約文書ということでございますので、いろいろこの文書がどうのこうのということもございましたが、大臣の文書ということで信用できる文書と考えております。

石川委員……信用するということは僕も信用したいし、信用しておりますけれども、照会回答というのはこれは、お役所仕事の中の、いわゆる市町村から県へ、県と各省庁とのやり取りの中の照会回答は、これは日常茶飯事あるわけで、従って法律の解釈であるとか、補助金の関係であるとか、要綱の内容の照会回答であるとか、いわゆる照会回答というのは、県の県知事であれ県との各省庁のやり取りというのは、日常茶飯事たくさんある訳ですし、その時その時の社会情勢、経済情勢によって照会回答の内容は、さらに変わるということは往々にしてあることなんですよ。あくまでこの別の方法でといわれる安全確保を担保したいんだという委員長である瑞浪市長の見解というのは、全然ないということはない訳ですけども、やはり、その法的な部分でいえば憲法があって、法律があって、規則、規定があって通知、通達があってその次に照会回答があるわけですね順序的にいうと、その辺の順序がそんなに上下関係はないだろうと思うんですけど、そうなってくると、その照会回答というのは、その時の情勢によっては変更し得るものですし、往々にして変更が今まででもあるといういくつかの実例があり、そうするとその辺を別の方法でという大きな問題として担保できたんだというふうに置き換えていくことは、若干無理があるんじゃないかなというふうに思うんですがどうなんでしょうか。

委員長……それでは、私の見解を述べさせていただきます。

今日は、ここにも科学技術庁から青山課長さんも見えておりますので、それぞれの見解を伺いたいと思いますが、この問題は基本的に四者協定はあくまで14、1haというような中で結ばれたということで現在、広域地下水流動研究を行われておりますが、今回の問題は、14、1haを外れた河合地区の方がいろいろ心配をされていることに基づいてお願いをしたわけでございますが照会回答ということは、たしかに石川委員さんがいわれるようになっておりますけど、基本的には、科学技術庁長官として、岐阜県知事に私どもが、この地域の方が懸念をしてみえ

ることを率直に知事さんのほうからお尋ねをいただいてそれに対する回答をいただいたということですので、私は、照会し回答をいただいたということで、これはしっかりとしたご返事をいただいたと私は理解しております。

石川委員……そういう見解、ご意見でありましたが、じゃあ市長として、行政のトップとしての責任ある者として、常、日頃行われている各市町村、例えば瑞浪市から県に対する照会したもの、県から文書で回答が出てきたもの、県から国に対して照会し、回答が出てきたものが事務的作業の一環であって、それをいわゆる別の方法としてもっていくという照会回答というのは例えば、先ほどもいいましたように、ある時期はこういう照会をしてこういう回答があった、しかし同じような内容で情勢が変化したときに、また、同じような解釈に対してまたどういう事務作業をしたらいいのかというとき、照会した回答があったそこには、変更があるものだと普通は考えるものなんですが、市長として、照会回答の位置付けというものはどの辺のあたりまで考えておられるんですか。

委員長……私は、この科学技術庁長官からいただいた回答で、十分だと私は理解しています。どの程度にといわれますと、例えば、1から10ランクあるとすると私は10ランクに匹敵するという見解であります。

石川委員……そうすると、先程もいいましたように法律の建て前上、先程もいったように憲法があって法律があったり、規則、規定があったり通知、通達があったり照会、回答もありますが、これは、全て同列の見解と理解してよろしいですか。

10とすると見解を述べられましたが。

委員長……私は、これについてはそれでいいと理解しています。

石川委員……だったらその照会回答の回答文書のがですね通常、確約ということ言えば、きょうも添付されていますが、例えばこれは文書、その回答書になっちゃっている訳ですね、こういうことを確約するというふうに最後の文面ところで閉じられているんですが、こういう表現すると通常的な、どれが通常かというと僕も説明しにくいですが、回答というところの標題からして、一定程度の文書の照会があり、回答しますということで説明があって別紙で確約書というものが、別紙のとおり確約書を提出して確約いたしますとあって、確約の内容が別紙で冒頭に確約書ということがあれば、これは今、市長がいわれるような形の相当重い確約内容であると理解ができますけれども、あくまで冒頭の括弧回答という、回答文書の中の最後の縮めの確約しますということである、この確約文書がですね、これはあんまり正確ではないなと思うんですが、それほど回答文書が市長がいわれるような10であるというような内容の回答書ではないのではないか思われてならないんですが、どうなんでしょ。

委員長……石川さんはそういうご意見をお持ちだというのは、今お聞きしましたけれど、私は、先程から申し上げましたとおり、この回答については、十分確約していただいたことですので、これはしっかりとした科学技術庁長官としての見解を述べていただいたということで、私は十分だと思いますし、この件につきまして

は、梶原知事さんをはじめ土岐市長も満足される中で回答をいただいたと私も満足しています。

副委員長いかがでしょうか。

日置副委員長…私ども、県の方といたしましても、これは石川さんがおっしゃったようにですね、文章の標題に回答と書いてありますけれども、文中に先程おっしゃったように、確約をいたしますということは、これは一般的な科学技術庁の、単に施策方針を表明したということ以上に、岐阜県知事梶原拓宛てに科学技術庁長官の竹山長官がお約束をされたというふうを取っています。要するに、契約とか約束というのは両者の合意といいますか、そういうもので成り立っている訳ですけども、これは、たしかに私どもの照会という文書と回答という文書になっていますけれども、これは単に、それでは今後何等かの政策変更ということがあって一方的に何の責任も無しに科学技術庁が岐阜県に対してこの方針が変えられるものではない訳でありまして、公的機関である岐阜県知事に対して国の行政組織の科学技術庁の設置法に基づく国務大臣としての長官が岐阜県知事に対してお約束をされたことであります。

石川委員……申し訳ないですね、私ばっか発言して。

そうするとせっかく課長さんも来てみえる訳ですが、これは余程のことがない限りこれは照会回答のいわゆる通常庶務的作業の中で行われている照会回答の一環ではあるけれども、この回答書については特別の意味を持つ余程の天地ひっくり返るような事件がない限りはこの回答内容は約束されたものであって絶対に変更はないということの理解をするためにも、市長もせっかく課長さんもきてみえるようですので余程のことがない限りこの回答については2度と変更が無いと、これは、例えば科学技術庁という、まあ、行政改革の名称変更があったり色々かしてもこの内容についても変更無いという意思表示をいただきたいと思うんですがどうでしょうか。

委員長………それではご出席頂きました青山課長さんお願いをいたします。

ワザバー(訕) …科学技術庁の青山でございます。今、お話しいただいております私どもの大臣より知事宛ての文書につきましては、2つお約束しているところであります、1つはこの研究実施区域に放射性廃棄物が持ち込まれることはない。それから当該を高レベル放射性廃棄物の処分の研究が行われるものであるという点が1点、それから、この地元が処分場を受け入れる意思がないということを表示されている状況においては、岐阜県内が廃棄物の処分地になることはないことの2点を申し上げている訳でございます、この点については私どもの科学技術庁、先ほどもお話がありました科技庁設置法で一つは原子力の利用等に関する基本的な政策、推進、それから核燃料サイクル開発機構を所掌事務としております私どもの長たる科学技術庁長官が発した文書でございますので、これに基づいてこの施策を展開してまいること。この点について少なくとも私ども十分守ってこれを進めるといってございまして、何等これを変更などすることはございません。

石川委員……まあ、それは一つそういうことで意思表示をされまして、余程のことがない限りこれは変更しないということだそうですので、それはそれで信用するとして、文書の最後の文書の中の、これは何故かといういろいろな報告書が原子力委員会から過去に出ていますが、その文書の報告書の中にですね、貴職をはじめとする地元が処分場を受け入れる意思がないことを表明されている状況においてはというところの理解、解釈を少しお伺いいたしますが、この地元というのは、先の、今回の一番新しい報告書ではなくて、前回の報告書の中では解釈がきちっと示されておりまして、地元というのは首長のことをさすんだということをいっておられましたんで、ここでいわれる地元というのは、どういう範囲なのか、いわゆる地元住民、その周辺例えば瑞浪であれば瑞浪市民、土岐市であれば土岐市民、岐阜県でいえば岐阜県民というそういうスタンスのものなのか地元というのはあくまで首長、それぞれの首長を差しているのかこの最後の文書表現についての解釈の説明を少しお願いしたい。併せて委員長である瑞浪市長もこの地元というのは市長自身のことなのか、月吉を含む瑞浪市民全体のことなのか、どのように地元というものを理解してみえるのか青山課長含めて両方に承りたい。

委員長………それではまず、私から申し上げます。地元というのは瑞浪市全てを差すと、こう私は理解しています。

ワザバー(訓読) …はい、結構でございます。

石川委員……結構でございますというのはわからないですけれども、結構という対応をもう少し説明いただきたい。

ワザバー(訓読) …市長と考えを一にしていることであります。

委員長………瑞浪市というのは、市長も住民も含めた全員ということであります。

ほかに何かご質問はありませんか。

それでは先ほども申し上げましたけれども、10月1日に新組織として発足されました、核燃料サイクル開発機構の組織、運営につきまして、本日まで出席をいただいております、核燃料サイクル開発機構東濃地科学センター清野所長から説明していただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

ワザバー(清野所長) …ただ今照会をいただきました清野でございます。10月1日付けで所長として就任いたしました。日頃は核燃料サイクル開発機構の事業推進に大変お世話になっておりましてありがとうございます。6月に開かれました第1回の安全確認委員会には私どもも参加を賜りまして大変ありがとうございました。先ほどから組織変更についてお話をいただいておりますけれども動燃事業団が核燃料サイクル開発機構、通称、私どもサイクル機構と申しておりますが、10月1日発足いたしましたところでございます。このサイクル機構のほうは安全性に関しましてはもちろんでございますが、核燃料サイクルの技術的確立ということを義務付けまして研究開発を進めていくということで既にご案内をいたしているところでございます。特に安全確保さらに情報公開、適正かつ業務の透明性、地元重視ということで積極的に業務を進めて参るところであります。この地科学センターの地層科

学研究については、ただ今も既にご説明させていただいているところでございますが、高レベル放射性廃棄物の深地層処分の研究開発の基盤となるわが国における地下深部における学術的な研究を進めているところでございまして、広域地下水流動研究では先程来お話がありましたように、放射性廃棄物は持ち込まないし当地に処分地をつくるための研究をするものではないことをサイクル機構としてもこれまでご説明をし、ご理解をさせていただいてきているところでございます。東濃地科学センターとしても、今後も気持ちを新たにいたしまして、東濃研究学園都市の計画を大切にしながら取り組んで参る所存でございます。この研究が地域の方々の理解と信頼を得て進められるよう研究現場や地中施設の安全確保、先ほど申し上げました、あらゆる施設の情報公開、地層科学に関するわかりやすい情報の提供やセミナーの開催や地域との積極的な交流等を行ない誠心誠意進めて参る所存でございます。なお、当サイクル機構の組織の改正の部分につきまして、木村所長代理から説明させていただきます。

オガバー(木村所長代理)…東濃地科学センター所長代理の木村でございます。お手元に配布してあります資料で、まず核燃料サイクル開発機構東濃地科学センターの組織と業務について、それからカラーの資料でございますが東濃地科学センターにおける地層科学研究のほか4枚の資料であります。そのほか冊子でございますがタイトルがさいくるであります。以上が資料でございます、それでは時間を少し拝借いたしまして、サイクル機構及び地科学センターの組織、運営部門についてお話させていただきます。最初に小冊子のさいくるというのを見ていただきたいと思っております。ページの4ページ5ページを御覧になっていただきたいと思っております。右側の中ほどに経営方針がございます。

※以下別紙配布資料により説明

- ・さいくるP4～P5
- ・東濃地科学センターの組織と業務についてP1～P2
- ・東濃地科学センターにおける地層科学研究

委員長……………ただ今、新しくなりました核燃料サイクル開発機構につきまして、説明をいただきましたけれども委員の皆様方のご質問等がございましたらお願いいたします。

塩谷理事……………動燃から核燃料サイクル開発機構に変わりましたが、中身に理解しにくいところがありますので、どのように変わったか中身をもうすこし詳しくお話いただきたいのと、今後どのように安全確保の体制として進められるかの考えをお話しいただきたいと思っております。

オガバー(木村所長代理)…安全確保に対する強化に関するご質問でございましたが、最後のページを御覧になっていただきますと、所長直轄の組織としまして、鉱山保安係というふうにありましたがこの表現では、鉱山に限定したような印象がありますので、研究業務等、より安全を高める、さらには安心感を高めるという事のためにも組織づくりで組織の名称としまして、安全・環境管理課として課長そして課長代理併せて約十名の組織を構成したところでありまして、所掌しています範囲は、名前

どおりであります。センター全体の鉱山含めての安全管理ならびに環境管理、ほか仮に何か起こった場合の危機管理、このような部分を所掌しておりまして、サイクル機構全体のいわば安全にかかわる全てを直轄する位置づけでおります。

委員長……よろしいですか。はい、石川さん

石川委員……僕の聞きたいところと同じようなところを今、お話いただきましたが、安全確認委員会の窓口として、例えば委員として、例えば委員会全体ではないにしても、委員として急きょちょっと何か見たいな、点検したいなということがあれば、安全・環境管理課の方へ取り敢えず問い合わせして、ここが窓口になるという理解でいい訳ですか。

ワザバー(木村所長代理)……この委員会としてどこか見たい場合だと思いますが、実際に何かをご覧になりたい場合は地域交流課で、この右側資料の上から3目ですがここが窓口になります。具体的なお説明等は、専門家がこの安全・環境管理課におりますのでその者たちが対応いたします。ご視察されたい場合は地域交流課の方にご連絡いただければと思います。

塩谷理事……いいですか。

委員長……はい。

塩谷理事……石川委員がいわれたのは、委員会の窓口もここでしょうし、委員個人でいく場合はどうでしょうか、という質問であったと思いますが。

ワザバー(木村所長代理)……併せてでございます。

石川委員……これは確認なんです、委員長にお伺いするわけですが、今日の日程の中に、現地視察で東濃鉾山見学があるんですが、この安全確認委員会として今日現地へ行くのは視察見学であるのか、それとも今説明がありましたような広域地下水流動研究を中心とした、今後の事業に対する、もう既に安全確認委員会としての要綱に基づく責任が始まっているので第1回から、今日行くのはいわゆる調査なのか、目的にあるようないわゆる事業団に対し必要な報告を求めることもこれに入るでしょうし、2の研究所の立ち入り調査を必要に応じて行うこと、この2番目の研究所の立ち入り調査なのか、ここに書いてある今日の視察見学であるのか、これをちょっと明確にしてください。

委員長……はい。事務局お願いします。

事務局……今日は視察見学ということで、まだ実際に研究所の建設が始まっているわけではございません。ということでサイクル開発機構はどんな仕事をしてみえるのかということも知っておく必要がありますし、また、以前市民団体のみなさんからですね、鉾山内における鉾石のドラム缶の腐食の指摘もございまして、どのように改善されて、既に改修されたということも聞いておりますがそこらあたりも良く見ていただきたいということでございます。

石川委員……そうすると、一部そういうふうにはいると、安全確認の現地調査かなという意味合いもわからない訳でもないし、まあ、見学でもいいんですけど、そうすると、第1回今日第2回まあ、正式な委員会なんですよ、今の説明ですとまだ事業が進んでないんで、まだ発足もしていないし、こういう予定なんだということ

であれば、1回2回は名称こそ安全確認委員会として行われるわけですが内容的にはまだ正式にこの安全確認委員会の動きとしては、まだこれから先だということで、まだ事前協議で委員が意思統一しながら、これから安全確認点検する作業の意思統一の場が1回2回まあ、これから3回が開催されるかも知れませんがそういう位置づけだというふうに認識しておってよろしいですか。

委員長……………そう思います。

青木委員……この標題の第2回超深地層研究所安全確認委員会でございますが、この超深地層研究所というのは既に設立されているものなのか、これから設立するものなのかの点をはっきりお伺いしたいのですが。

オザバー(蒲野)…サイクル機構の清野でございます。この超深地層研究所というものが現在建物あるいは機能が設置されているものではなく、これから設置されるものというところでございます。

オザバー(木村)…補足させていただきます。A3の横紙の4ページでございますが、全体研究スケジュールをご覧いただきたいと思っております。スケジュールが3段階に分けられているわけでございますが、一番上のところに年次が書いてありますが、平成8年度から進められているわけでございまして、現在で3年目に当たるわけでございます。それで、第1段階では地表での地質調査、地表からの物理探査、ボーリング調査これらが現在進めているところでして、これは、6月2日の本委員会の終了後ご視察をいただきまして、見ていただいたボーリング等を進めているところであります。

石川委員……そうするとですね、今日第2回ですが、今日ほかの人も質問されておられるように、今日2回目の安全確認委員会で要綱に基づいて、開催されておるわけですが、超深地層研究所は今の説明ですと事前準備の研究調査はいましていると言う事なんです、超深地層研究所はまだできていない、そうするとこの確認委員会の委員会としては、その目的に沿ったその使命を果たそうにも果たす相手という場所がない訳ですけども、ちょっとおかしいんじゃないかなあと思うんですね、今日2回、次3回かも知れない、しかし確認する相手の場所もまだない、予定地なんだということだと、冒頭挨拶されましたように、あくまでこの委員会は四者協定に基づく協定書の内容に沿って要綱ができてそこで確認委員会を設置した。そうするとあくまでこの超深地層研究所に限るというところで委員会を発足しているわけですね、ところが限るといふ部分がまだできていないですね、これから調査確認がされるこの確認委員会は今日は、あくまで計画で、そうすると今日は準備委員会か何かという形になっちゃうんですけどもどうなんですか。

委員長……………私どもは、放射性廃棄物は持ち込まない。処分場にしないということが大原則で超深地層科学研究が行われることについては、了解をしているわけでありまして、基本的にこの安全確認委員会を設立したということは、市民のみなさんからの疑問点だとか不安が現実にあるわけでございますので、そういう面でこの安全確認委員会という会をしっかりと作って、これをしっかりと確認するという必要性

があるということでこれを立ち上げておりますので、この会を発足しまして、委員会の位置づけだとか、その仕事の内容だとか、前は範囲の問題も出てまいりました、そういう諸々のことを取り敢えず整備をしていくということで今はいいのではないかと私は思います。

委員長……ほかにはございませんか。

それではここで本日、大変お忙しい中ご出席いただきました科学技術庁原子力局廃棄物政策課の青山課長さんにご出席をいただいておりますのでご挨拶を頂戴いたしたいと思っております。青山課長さんよろしく申し上げます。

オグザバー(青山課)…青山です。まず一つお詫びして復言させていただきたいと思っております。先ほど地元について質問がございました。当然ながら岐阜県、土岐市も地元でございます。その点申し忘れました。大変失礼いたしました。お詫びして復言させていただきます。それから超深地層の研究施設でございます、まさに今具体的に進められるとしている高レベル放射性廃棄物、日々、電力の需要によって発生しているものを、次世代の方々に負担を残さない形で我々のこの時代でできる限りのことをしていくこういう事で、まさに技術的な根拠を得るために、深部の地下構造についての研究を進めなくてはいけないということで、こちらで進めさせていただきたいということでお願いをしているところでございますけれども、この原子力云々につきましては先般、梶原知事も申されておられましたように、安全は当たり前で安心できるものでないといけない、そういう点では情報公開透明性ということを守りながら皆様にご理解をいただかなくてはならないということで、私どもも原子力委員会の下での専門部会、懇談会あるいは私どもが、行政当局といたしまして、どういう政策が行われて、どういう検討が行われているかこういうことをご紹介するような機会を設けさせていただいて進めさせているところであります。また、こちらにおきましては、自治体の方々、皆様にご理解ご協力をいただきながら仕事を進めさせていただいているところでありますけれども、私どもといたしましては、この新生の核燃料サイクル開発機構と共にこの高レベル放射性廃棄物の処分の技術的よりどころを明らかにすることと、それから社会的なこちらは重要な施設になると理解をいたしてございます私自身も、こちらの東濃鉾山の100メートルの縦坑を見学をさせていただいたこともありますけれども、今度1,000メートル規模ということでまさに、非常に大きな物になるわけですがこういうものが是非進められますように考えておりますので今後ともよろしくご指導ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

委員長……それでは時間も参りましたがそのほか承るようなことがありましたらお願いいたします。

石川委員……話が前後か元に戻ってしまうかも知れませんが、まあ、これから科学技術庁が努力されるか知れませんが、まあ、大変だろうと推測する訳ですが月吉の方と河合の方ですか、委員がどうしても受けていただけない、漏れて名前が入っていない

いですが、委員長として今後どのような対策を、委員委嘱についてですね、どうされるのかちょっと聞いておきたいと思いますが。

委員長……石川さんのおしゃることは私も十分身に染みて感じておりまして、現在月吉区から2名、河合地区から1名ということで3名の方々にこの委員会に入っていたくことを考えておるわけですが、今回私どもがお伺いする中で、参加することをお願いして参りましたが、残念ながら今回は出席できないということでした。ですから今後、当然地元のみなさんに理解をいただくことが一番大事なことでございますので、地元のみなさんに理解していただくよう精一杯努力をしていかなければならないと思っております。

石川委員……その努力がですね、大変なことであろうと思うわけですが、先ほどの委員会の位置づけのところでもちょっと話をいたしましたように、いまは超深地層研究所として具体的な動きがないので、我々の使命も準備段階にあるというようなことでその認識はそれでいいと思うんですが、いつまでもこの状態でこの委員会がそういう事態、状態になったとき委員が欠けたまま、片肺飛行のような形で進んでいっちゃうと、いつまでもダラダラいっちゃうというようなことではこの委員会の使命が果たせないと思うんです、そうなるべくとどこかで何かの形ではじめというかきちんとしないと、まあこれでどうなんだという姿勢を示すなり、会話したり何かして極力いま以上に具体的な、積極的な姿勢を示していかない限りここには名前が入らないと思うんですね、これから1年経とうと2年経とうと10年経とうと、そうするとその辺のところはどこでどういう形がいいのか、僕らは瑞浪の月吉の方はよく具体的にわからない訳ですが、一方で今日の傍聴者ではないですけど、非常に強い姿勢の人もみえる、しかし一方では既に10月でしたか11月でしたか、農業の関係の水利組合の方とですかね、協力しますよ、全面的に協力しますよという内容の確認書みたいなものを取り交わしてみえる、済んでいるという住民も月吉の中にみえる。そうするとどうなっているのかなあと、我々委員会サイドから見てもわからないですね、委員として、そうすると委員としてどういう立場で進められるのか良くわからない、そういう中で欠員のままダラダラいくのはどうかなと、瑞浪市長さんは大変だろうと思うんですが、やはりどこかで線を引くなりキチッと入るなり、入らんなり、片一方で委員15名以内でしたか、決まっておりますのでこれを形を変えるなり、どこかでけじめをつけるその辺のことを委員長の仕事としてどの辺の考え方をしておられるのか、お聞きしたいですが。

委員長……この件について、どういう判断かというお尋ねでございますが、私どもとしては、委嘱を受理していただけないということできておりますけれども、もう少しこのままで席をお開けする中でわたしどもが全面的にお話し合いをさせていただき参加をしていただく方向でこの委員会構成を進めていきたいと考えております。…それでは、いろいろとありがとうございました。時間も参りましたので、第2回超深地層研究所安全確認委員会の会議を終了いたします。

…午後から、東濃鉾山の事業、業務に対する安全性について視察いたしますのでよろしくお願い致します。

…詳細につきましては、事務局よりご連絡させていただきます。

事務局………どうもご苦労さまでした。これから昼食をとっていただきますが、それまえに委員の皆様を確認をしておきたいことがありますのでよろしくお願いたします。お手元に第1回超深地層研究所安全確認委員会の概要がございます。これはあくまで概要でございますが、これで異議ないと言う事でありましたら公開していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたしたいと思ひます。先ほどから目を通す時間がない事でございますので、昼休みにでも目を通していただければと思ひますのでよろしくお願いたします。これで問題なければ公開をするということになりますのでよろしくお願いたします。

…昼食場所はこの下の1階の第1研修室でございます。これからご案内いたします。昼食が済み次第、1階玄関前に待機しておりますバスにて東濃鉾山へ移動していただきますのでよろしくお願いたします。

…出発時間は12時00分です。それではご案内いたします。

◆東濃地科学センターマイクバス及び市ワゴン車にて瑞浪市総合文化センター出発
<委員8名 県、市随行者6名 プレス>

○東濃鉾山総合管理棟研修室に於いて12時30分から10分間説明

- ・昭和39年に原子力公社が「ウラン鉾床については土岐市、瑞浪市にまたがっている日本一のウラン埋蔵量がある。3千数百トンといわれている。現在は掘り出していない。外国からの輸入に頼っている。
- ・鉾山見学は、今年は今までに1,900人の見学者がある。
- ・見学は、基本的に毎週金曜日に実施している。バスで送迎している。
- ・鉾山全体の図(パネル)で施設説明
- ・入坑時に放射線測定機をつけて鉾山に入る。

○12時40分から13時55分坑道内において説明を受けながら見学。

- ・ラドンガスの実験室＝ラドンの挙動や性質について実験している。
- ・花崗岩と堆積岩の境界の状況…不整合面 (ウラン鉾石ができる層は堆積岩)
- ・地下の水質調査(ここの水は酸素を含んでいない)
- ・地震と地下水の関係についての研究…地震の前には地下水の水位がわずかだが変化する。地下水の中に含まれているラドンガスの測定も行っている。
- ・水理調査…水の流れる方向、速度についての研究…降る雨の10%くらいが地下に入る。
坑道の周辺を流れている地下水は1年間に数センチ程度動く。
地下水の年代は、炭素14を利用して測定している。
- ・ウラン鉾のある位置の放射線強度 0.93~0.94マイクロシーベルト
(自然界 0.1~0.2)

シンチレーションカウンターの計測値 2~2.5 マイクロシーベルト
(30cm離れた位置)

・月吉断層…上下方向に30m動いている。 延長7km (現在は活動していない)
動いた時の圧力、熱で粘土ができています。

・ナトム工法試験坑道

・ドラム缶保存状況

第2東クロス坑道 22缶

第3 " " 12缶 2 マイクロシーベルト

第3西クロス坑道 10缶

・第2立坑は無重量研究所として活用している。

終了 13時55分

(以上)